

令和8年度

宜野湾市女性デジタル人材育成業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

宜野湾市 市民経済部 産業政策課

## 1. 趣旨

この要領は、宜野湾市女性デジタル人材育成業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 背景及び目的

本市の1人当たり市民所得は県平均を下回る水準に留まっており、女性の非労働力人口は男性の約1.7倍に達している。さらに就業している女性の約4割が非正規雇用という不安定な状況にあり、所得向上やキャリア形成を希望しながらも、その機会が十分に確保できていない側面があると考えられる。

本事業では、こうした市内在住の女性を対象に、即戦力となるデジタルスキルの習得機会や、多様な働き方を学ぶ機会、および個別の就労支援を一体的に提供することで、学習に留まらない就労に直結する取組みを強力に推進する。自らの選択による「自分らしく働ける環境」づくりを後押しし、女性の経済的自立と地域全体の生産性向上を促進することを目的とする。

## 3. 契約期間

契約締結の日～令和9年3月12日

## 4. 提案上限額

4,716,910円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

## 5. 委託業務内容

「令和8年度 宜野湾市女性デジタル人材育成業務委託仕様書」のとおり。

## 6. 応募要件

本プロポーザルに参加できる者は、企画提案書等の提出日時点（ただし、要件（7）については当該要件に定める期間）において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- （1）沖縄県内に本店又は支店等を有する法人であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- （4）破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法

による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 本事業の公告日から契約締結の日までの間において、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する規程（昭和 60 年訓令第 9 号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (8) 市町村税の滞納がないこと。
- (9) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

※コンソーシアム（共同企業体）の場合、コンソーシアムの中に幹事企業を 1 者置き、当該コンソーシアムの全ての構成員が上記（1）～（9）及び下記①②の要件を満たしていること。

- ①コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- ②コンソーシアムの構成員が単体企業としても重複参加する者でないこと。

## 7. 企画提出書類の提出について

### (1) 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式第 1 号）・・・8 部（正本 1 部、写し 7 部）
- (イ) 企画提案書（下記（2）参照）・・・8 部
- (ウ) 会社概要及び業務実績（様式第 2 号）（※1）・・・8 部
- (エ) 実施体制（様式第 3 号）・・・8 部
- (オ) 見積書（様式第 4 号）・・・8 部（正本 1 部、写し 7 部）
- (カ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（※1 ※2）・・・1 部
- (キ) 貸借対照表及び損益計算書の写し（直近 2 期分）（※1）・・・1 部
- (ク) 市町村税完納証明書（事業所在地の市町村で発行）（※1 ※2）・・・1 部
- (ケ) コンソーシアム協定書（様式第 5 号）（※3）・・・1 部

※1 コンソーシアム（共同企業体）で応募する場合、構成員ごとに提出。

※2 発行から 3 か月以内のものに限る。

※3 コンソーシアム（共同企業体）で応募する場合のみ提出。

(2) 企画提案書について

書式は日本産業規格A4片面刷りとし、以下の内容を記載すること。

なお、企画提案書は全ページにページ番号を付すこと。審査の利便性を考慮し、適切にファイリングを行うこと。枚数は、表紙を除き20ページ以内とする。

- (ア) 本市や沖縄県の現状及び課題を踏まえた上での事業の必要性
- (イ) 習得できるデジタルスキルの設定および理由等
- (ウ) デジタル人材育成講座の内容
- (エ) 多様な働き方・ビジネスマインドセミナー等の実施内容
- (オ) 就労支援及びマッチングの実施手法
- (カ) 募集方法及び参加者へのサポート体制
- (キ) 次年度以降の宜野湾市女性デジタル人材育成事業に向けた展開方法
- (ク) 実施スケジュール
- (ケ) その他上記以外で事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、理由も含めその内容

(3) 見積書について（様式第4号）

対象経費等は、令和8年度 宜野湾市女性デジタル人材育成業務委託仕様書の『5. 対象経費』を参照すること。

(4) その他

様式については、市が提供する様式を使用すること。（様式中の項目の削除や追加等を行わないこと。）

(5) 書類の提出について

提出方法：持参又は郵送

提出期限：令和8年4月30日（木）17:15 必着

提出先：〒901-2710

宜野湾市野嵩一丁目1番1号

宜野湾市 市民経済部 産業政策課

担当：雇用企業係 松川、當山

TEL：(098) 893-4411（内線2811）

FAX：(098) 893-4410

E-Mail：shimin07@city.ginowan.okinawa.jp

(6) 質問の受付について

本業務について質問がある場合は、質問書（様式第6号）に記載の上、上記提出先へE-mail又はFAXにて提出し、送信後到達確認の電話連絡をすること。回答は市ホームページ及びE-mailにて行う。

質問受付期間：公告日～令和8年4月17日（金）17:15まで

## 8. 審査基準等

提出された企画提案書等については、宜野湾市女性デジタル人材育成事業受託候補者選定委員会において以下の視点で審査を行う。審査にあたっては、プレゼンテーションを実施するものとし、応募者に対して開催日時等を事前に通知する。

また、応募者多数の場合は、同委員会において書類審査により5者程度を選考した上で、プレゼンテーションを実施する。なお、応募者が1者の場合でもプレゼンテーションを実施する。

評価の公平性を期すため、プレゼンテーション時に企画提案書に記載のない内容の説明があった場合は、原則として審査の対象外とする。

評価項目	評価内容
企業の実績	同種又は類似の業務実績があり、適切な経験及び実績を有しているか。【書類審査項目】
事業の趣旨	本市や沖縄県の現状及び課題を把握し、事業の必要性や趣旨を理解しているか。
業務実施体制	業務の実施体制は適切であるか。
企画内容	目指すデジタル人材に必要とされる適切なスキルの設定となっているか。
	設定したスキルを習得するための効果的な講座内容であるか。
	多様な働き方の理解と、就労に向けたマインドセットを養う機会が効果的に設計されているか。
	個々のニーズに寄り添った支援体制が構築され、就労に向けた支援内容が実効性のあるものとなっているか。
	効果的な募集方法および、受講生のネットワーク構築や学習継続に向けた支援体制が十分であるか。
次年度以降の宜野湾市女性デジタル人材育成事業に向けた検証、評価、分析方法が適切か。	
実施スケジュール	実施スケジュールは現実的で無理のないものとなっているか。
その他、自社の優位性等	その他自社独自提案の内容は事業の目的に沿った効果的なものか。
	見積金額に縮減がみられるか。【書類審査項目】
	企画提案者が市内事業者であるか。【書類審査項目】

## 9. 受託候補者の選定

8. の審査の結果に基づき、次のとおり受託候補者を選定するものとする。
- (1) 各委員が合計点の高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定し、次に多い提案者を次点候補者に選定する。
  - (2) 上記(1)において、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者が複数ある場合は、各委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定し、次に高い提案者を次点候補者として選定する。
  - (3) 上記(2)において、各委員の合計点が最も高い提案者が複数ある場合は、委員長によるくじ引きで選定する。
  - (4) 上記(1)から(3)にかかわらず、各委員の合計点が配点の60%以上の評価を得られない場合は、選定できない。

## 10. 契約の締結

第1順位者と委託内容について協議を行い、委託契約を締結する。

ただし、本市と第1順位者との間で、委託内容の協議が合意に至らなかった場合は、次順位者の者を繰り上げてその者と協議を行い、委託契約を締結する。

### 11. 選定結果の通知及び公表

受託候補者決定通知と併せて、二次審査に参加した応募者全員に選定結果を文書にて通知する。また、受託候補者との契約締結後、市ホームページにて公表する。

### 12. 選定スケジュール（予定）

公募及び質問受付開始	4月13日（月）
質問受付締め切り	4月17日（金）
質問に対する回答	4月22日（水）まで
書類提出締め切り	4月30日（木）17:15まで
一次審査結果通知	5月12日（火）
プレゼンテーション審査（二次審査）	5月19日（火）
二次審査結果通知（受託候補者決定通知）	5月22日（金）以降

### 13. 留意事項

- (1) 効果的に実施するため、業務内容（実施体制、金額等）について、本市と受託者において協議し、修正する場合がある。
- (2) 受託候補者の選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (3) 受託候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては、本市と協議して進めていくものとする。した

がって、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

- (4) 企画提案等の作成に要する経費は提案者負担とし、提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載がある場合、提出された書類を無効とし、審査対象から除外する。(虚偽の内容が応募要件に抵触するものである場合は、失格とする。)
- (6) プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、総括担当者は原則出席すること。